

デジタル時代の著作権協議会（CCD）

平成 30 年度 著作物の保護と利活用に関する研究会事業計画

1. 著作物の保護と利活用に関する研究会の活動目的

本研究会では、デジタル化、ネットワーク化時代にふさわしい著作権および著作隣接権の保護と公正なコンテンツ利用の促進を目的として、インターネット上で行われるサービスのクラウド化や無線通信の高速化などネットワークの更なる進展に伴い生じる権利問題や新たなビジネスモデルに対応するための円滑な権利処理について検討を行う。

平成 30 年度の主な検討課題として、著作権法改正があげられる。特に「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備」「教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備」「アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備」は権利者に及ぼす影響が大きく、新たな権利制限規定が適切に運用されることが非常に重要となる。本研究会では、新たな権利制限規定に係る諸問題等について情報共有および検討を行うとともに、「創作」を推進するエンジンとして著作権法の理解や、適切に運用されるための著作権教育についても検討を行う。

また、「リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応」等、著作権侵害に関する対策についても各団体の諸活動を情報共有し、検討を行うこととする。

2. 主な検討課題

- ・文化審議会著作権分科会各小委員会で検討されている課題
- ・国内外の著作権法制、知的財産政策の動向および著作権・著作隣接権の侵害への対応状況
- ・著作権教育に関する検討（著作権検定の役割、大学における知財教育必修化）
- ・各団体における著作権の普及・啓発活動